

令和2年度



夏の交通事故防止運動



明石市実施要綱

〈目的〉

交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を目的とします。

〈期間〉 令和2年7月15日(水)～7月24日(金)

〈運動重点〉

- ・子どもと高齢者の安全な通行の確保
- ・高齢運転者等の交通事故防止
- ・自転車の交通安全
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

「歩行者ファーストの街を目指して」プロジェクト
ステッカーデザイン(案)決定！！

【信号のない横断歩道に歩行者。
あなたは一時停止していますか？】

進路前方の横断歩道を横断しようとする歩行者等がいる場合はその横断歩道の前で一時停止し、その歩行者等の通行を妨げてはなりません。違反者には違反点2点が累積され、普通乗用車は9千円の反則金が課せられます。(道交法38条第1項)

歩行者ファーストは交通社会の常識。

明石市では、「交通事故ゼロのまち明石」を目指し、まずはステッカーによる周知活動をR2年秋ごろにスタートさせます。



横断歩道では
歩行者優先

すべての人に
やさしいまち
明石市

1 運動期間中、特定の日を実施するもの

行事等	日時	場所	関係団体	内容
街頭啓発	7/15(水) 13:30～	大久保駅北	安協	通行人に資料を配布し交通安全を呼びかける。
シルバー ドライバー スクール	7/19(日) 10:30～	山の下 公民館	警察	ドライブシュミレーターを用いた高齢者の方向けの交通安全教室。

※天候や新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止となる可能性があります。

〈略称一覧〉

明石警察署＝警察, 明石交通安全協会＝安協, 明石自家用車協会＝自家用
明石地域交通安全活動推進委員協議会＝地推, 安全運転管理者部会＝安管,
明石市＝市, 教育＝明石市教育委員会

改正道路交通法が可決されました！！



① 妨害運転(あおり運転)に対する罰則が新設！(2020年6月30日施行予定)

他車の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる恐れのある下記の違反行為をした場合

(1)右側通行など (2)不必要な急ブレーキ (3)前車への異常接近 (4)危険な進路変更 (5)左側からの追い越しなど (6)他車との行き違い時のハイビーム (7)クラクションの乱用 (8)幅寄せなど。

■罰則:3年以下の懲役または50万円以下の罰金、一回で免許取り消し。

上記の罪を犯し、それによって高速道路を含む道路で他車を停止させる等、著しい交通の危険を生じさせた場合

■罰則:5年以下の懲役または100万円以下の罰金、一回で免許取り消し。

② 一部高齢者に実車試験、高齢運転者対策。(2022年6月までに施行予定)

一定の交通違反歴がある75歳以上の高齢者には免許更新時に、運転技能検査(実車試験)が義務となります。繰り返し受検可能ですが、合格しない限り更新が出来ません。また合格後には認知症検査も行い、その後講習を受講する流れとなります。

また、新たな免許として「安全運転サポート車」に限って運転が認められる限定免許も創設予定です。運転に不安のある方は、免許返納の他に新たな選択肢の一つとして検討してみてくださいはいかがでしょうか。

2 運動期間中、継続実施するもの

行事等	場所	関係団体	内容
広報あかしによる 広報	—	市	交通事故防止運動の趣旨等を広報あかしに掲載し、市民に交通事故防止を呼びかける。
交通安全ポスター の募集	—	安協・警察・教育	市内小・中学生を対象に交通安全ポスターを募集し、交通安全意識の高揚を図る。
交通安全作文の募集	—	安協・警察・教育	市内小学生を対象に交通安全作文を募集し、交通安全意識の高揚を図る。
横断幕・懸垂幕等の 掲出	市役所前他	安協・自家用・警察・市	「交通事故防止運動実施中」などの文字を記載した横断幕・懸垂幕等を掲出し、市民へPRする。
電光掲示板を利用 した広報	—	警察	電光掲示板に「交通事故防止運動実施中」などの文字表示し、市民へPRする。
庁内放送	市役所庁内	市	庁内放送により、来庁者及び市職員に対し交通事故防止を呼びかける。
マイカー運転者 に対する広報	市内一円	自家用	マイカー運転者に「交通事故防止運動」実施要綱等を配布し、交通安全防止を呼びかける。
安全運転管理者選 任事業所に対する 広報	市内一円	安管	安全運転管理者部会選任事業所に対して、「交通事故防止運動」実施要綱等を配布し、安全運転に対する意識の高揚を図る。
インターネットに よる広報	—	市	ホームページに本要綱を掲載し、市民へのPRを実施する。
高齢者訪問活動 「ホッと・あんし ん」訪問	市内全域	地推・警察	高年クラブ等未加入の高齢者宅を訪問指導し、交通安全意識の高揚を図る。
店内放送と懸垂幕 等の掲出	市内主要店舗等	市内主要店舗等	市内の主要店舗等に対して店内放送と懸垂幕の掲出を依頼する。
立看板等の掲出	市内主要事業所・学校等	市内主要事業所・学校等	市内の主要事業所・学校等に対して、交通事故防止を呼びかける立看板・懸垂幕等の掲出を依頼する。

※天候や新型コロナウイルス感染拡大防止の為、中止となる可能性があります。

いいものばかりでない？ご当地ルール



令和元年11月に明石市でも開催された「B-1グランプリ」。楽しんで頂けたでしょうか？主役となった各地のグルメ。どれも魅力的で素晴らしかったと思います。

さて、グルメ以外にも各地域で特徴とされる交通に関わるルールもあるとされているのをご存知でしょうか？今回はほんの一部をご紹介します。

① なまら車間泥棒（北海道） ※交通事故死亡者数 全国2位（令和元年）
交差点の右折時に直進車がある前に「車間がある」と判断し先に右折するなまら（すごく）危険な運転のこと。「蝦夷（えぞ）ノーウインカー」もあるそう。

② 名古屋走り（愛知） ※交通事故死亡者数 全国3位（令和元年）
広い道路が多く、速度超過が多い。右折時には直進車よりはやく右折をしたり、右折フェイント（右折車線を追越車線のように利用し交差点直前で割込）が多い。

③ 播磨道交法（兵庫） ※交通事故死亡者数 全国4位（令和元年）
車線変更時のウインカーを出さなかったり、信号機のない横断歩道で歩行者が優先されていないことが多いとされていること。

もちろんしっかりと交通ルールを守っている人が大半のはずですが、ご当地ルールとされている交通マナーは様々です。上記でご紹介させて頂いた事例は全て違法です。そして兵庫県の事例は今まさに明石市が取り組むべき課題です。明石市発の良いご当地交通ルールが生まれるよう、今後も啓発活動に尽力していきます。

※参照：兵庫県企画県民部



編集後記

新型コロナウイルスの感染拡大予防策であった緊急事態宣言が解除され、自粛ムードも徐々に緩和の動きが広がってきています。しかし、室内等の閉鎖的な場所での大規模なイベントは引き続き自粛が求められており、元通りの日常には程遠いのが現状です。少しでもはやく平穏な毎日が戻ることを願って、引き続き感染に注意した日々をお過ごしください。



～ゆっくり走ろう 子午線の街 明石～

主唱 明石市交通安全推進協議会
事務局 明石市都市局道路安全室交通安全課